

質問第三五号

岸田内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十二月二十日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿



岸田内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書

令和三年十二月十四日の衆議院予算委員会において、玉木雄一郎衆議院議員から同委員会に出席していた閣僚に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況に関する問いかけがあった。その際に利用登録を済ませている閣僚は映像で確認する限りでは金子恭之総務大臣ただ一人であった。以上を踏まえ、以下のとおり質問する。

岸田内閣における国务大臣、副大臣及び大臣政務官並びに内閣総理大臣補佐官でマイナンバーカードを取得していない者、マイナポータルの利用者登録をしていない者、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者について、それぞれの割合及び氏名を示すとともに、当該割合についての政府の認識を示されたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された。

右質問する。